解散公告

当社は、平成二十六年一月二十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年二月十日

石川県白山市石同新町八番地

有限会社畠酒販

清算人　畠　芙美子

解散公告

当社は、平成二十六年一月二十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年二月十日

岐阜県中津川市新町二番四一号

株式会社日本交通案内所

代表清算人　田口　祥平

解散公告

当社は、平成二十六年一月十三日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年二月十日

三重県四日市市桜町七三四六番地の一

株式会社高野環境リサイクルセンター

代表清算人　髙野　泰宏

解散公告

当社は、平成二十六年一月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年二月十日

京都府京田辺市同志社山手四丁目一番地六一

株式会社ニューライフ

代表清算人　中村　泰清

解散公告

当法人は、平成二十六年一月三十日開催の社員総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年二月十日

京都府福知山市字猪崎一八一番地の二二

特定非営利活動法人ポップコーン

清算人　桐村美智子

解散公告

当社は、平成二十六年一月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年二月十日

大阪府堺市北区中百舌鳥町五丁七九八番地の一

株式会社興学社

代表清算人　藤岡　徹夫

解散公告

当社は、平成二十六年一月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年二月十日

大阪府吹田市芳野町一番四号

大旺リース株式会社

代表清算人　俣野　圭吾

解散公告

当社は、平成二十五年十二月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年二月十日

奈良県香芝市下田東四丁目五番一二号

藤村靴下有限会社

清算人　藤村　松夫

解散公告

当社は、平成二十五年十二月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年二月十日

徳島市新蔵町一丁目一七番地

有限会社富士インテリア

清算人　布川　徹

解散公告（第一回）

当組合は、平成二十五年三月二十九日山形県知事の認可により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年二月十日

山形市上町二丁目一番一号

上山市大石三千刈土地区画整理組合

清算人　齋藤　勝夫

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十五年十二月一日解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年二月一日

神奈川県三浦市初声町三戸二一七八番地

財団法人東京植物化学研究所

代表清算人　石田　幸博

解散公告（第一回）

当組合は、平成二十六年一月三十一日愛知県知事の認可により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年二月十日

愛知県東海市荒尾町前田七九番地

東海渡内特定土地区画整理組合

代表清算人　森本　清英

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十五年十二月一日一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第四十六条の規定により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年二月十日

愛媛県松山市南堀端町一番地

財団法人松山育英会

代表清算人　森田　浩治

解散公告（第一回）

当法人は、解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年二月十日

沖縄県宮古島市平良字下里五五二―三

財団法人下地玄信育英会

代表清算人　与座　勇吉

解散公告（第二回）

当法人は、存続期間の満了により平成二十五年十二月一日に解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十六年一月十日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年二月十日

山口県下関市豊田町大字矢田四二八番地

社団法人豊田土木協力会

清算人　福田　義嗣

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十五年十二月一日一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第四十六条第一項の規定により解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（平成二十六年二月五日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年二月十日

岩手県一関市萩荘字八幡一五三番地一

社団法人達古袋農業教育協会

代表清算人　三浦　善昭

一般社団法人設立のお知らせ

平成二十六年一月十五日大阪法務局にて設立登記を完了し、一般社団法人女性と地域活性推進機構が発足いたしましたので、お知らせいたします。

平成二十六年二月十日

大阪市西区西本町一丁目三番一五号

一般社団法人女性と地域活性推進機構

代表理事　堀内　智子